

インフォメーション

本庁・各総合支所連絡先

本 本庁
〒328-8686
入舟町7-26
☎21-2224
FAX24-8686

大 大平総合支所
〒329-4492
大平町富田558
☎43-9205
FAX43-8818

藤岡総合支所
〒323-1192
藤岡町藤岡1022-5
☎62-0900
FAX62-4625

都 都賀総合支所
〒328-0192
都賀町家中5982-1
☎29-1100
FAX28-0169

西 西方総合支所
〒322-0692
西方町本城1
☎92-0300
FAX92-2611

お知らせ

証明書自動交付機 停止のお知らせ

庁舎移転工事に伴い、本庁舎に設置している証明書自動交付機について、次の期間利用を停止させていただきます。

ご迷惑をおかけしますが、停止期間中は「プラッツおひら」(東武新大平下駅南)の自動交付機をご利用ください。
ご理解、ご協力をお願いします。

◆期間 2月7日(金) 17時15分～3月15日(土) ※プラッツおひらの自動交付機は、3月1日～2日、休館日、機器のメンテナンス時に利用を停止させていただきます。

登録型本人通知制度

市は、住民票の写しや戸籍等の不正請求、不正取得による個人の権利の侵害を防ぐため、住民票の写しや戸籍等を本人の代理人や第三者に交付した時に、事前に登録した方に交付したと(交付年月日、種別及び通数、交付請求者の種別、代理人又は第三者の別)を知らせる「登録型本人通知制度」を実施しています。

方法などは直接左記へ。
◆ 保険医療課 ☎21-2154 (2月10日以降 ☎21-2137)
◆ 大 生活環境課 ☎43-9223 (2月10日以降 ☎43-9203)
◆ 藤 生活環境課 ☎62-0903 (2月10日以降 ☎62-0902)
◆ 都 生活環境課 ☎29-1102 (2月10日以降 ☎29-1107)
◆ 西 生活環境課 ☎92-0307 (2月10日以降 ☎92-0307)

市不妊治療費助成制度

国内の医療機関で、不育症と診断され医師による不育治療を受けた夫婦に対し、医療保険適用外の治療費の一部を補助します。

◆ 助成期間 子一人につき通算5回まで(1年度1回/通算には合併前の旧市町で申請を行った回数も含む)
◆ 助成金額 医療保険適用外治療費の2分の1の額。ただし栃木県特定不妊治療費助成事業等の対象となる場合は治療費から助成額を差し引いた額の2分の1(限度額は1年度10万円)

◆ 申請期限 医師が証明した治療期間の最終日から1年以内
◆ 申請書の記入方法や申請額を差し引いた額の2分の1の額。

◆ 助成金額 医療保険適用外治療費の2分の1の額。ただし他制度の助成対象となる場合は治療費から助成額を差し引いた額の2分の1の額。

母子家庭自立支援給付金

1(1年度30万円を限度) ◆ 申請期限 治療終了後、治療が終了した日の属する年度の翌年度末まで。
★ 申請書の記入方法や申請方法などは直接左記へ。

○ 高等技能訓練促進費
○ 看護師・介護福祉士などの資格を取るために養成機関(学校)で2年以上の教育課程を受ける場合に、修業支援手当・入学支援修了一時金を支給します。
○ 自立支援教育訓練給付金

指定教育訓練講座(医療事務・介護職員初任者研修など)を受ける場合に、修了後に受講料の2割相当額(上限10万円)を支給します。
☆ 共通事項
支給を受けるためには、受講前に相談のうえ事前登録・講座指定の申請が必要です。
本 子育て課 ☎21-2513 (2月10日以降 ☎21-2229)

栃木市長及び市議会議員選挙について

投票所入場券の変更について

4月20日(日)に投票が行われる栃木市長及び市議会議員選挙から、投票所入場券の様式が、裏面に「期日前投票宣誓書兼請求書」が追加され、1枚に2人記載のハガキに変更になります。投票できる方が1世帯3人以上の場合は複数のハガキが郵送されますので注意してください。

また、期日前投票をされる方は、あらかじめハガキ裏面に掲載してある「期日前投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入してお持ちいただくと、受付手続きが早く済みします。

なお、投票日当日に投票される方は、宣誓書を記入する必要はありません。

投票所変更のお知らせ

栃木市役所の庁舎移転に伴い、栃木第2投票所(栃木市万町1番～16番・入舟町・錦町)の方は、投票所が旧本庁舎玄関から入舟庁舎(現福祉庁舎)に変更になります。

また、栃木市役所期日前投票所も市役所玄関前から入舟庁舎(現福祉庁舎)に変更になりますのでご注意ください。

選挙管理委員会事務局 ☎21-2631 (2月3日以降 ☎21-2531)

市長通信

市の財政状況について

皆さん、こんにちは。今回は、栃木市の財政状況についてお話しします。

まず、借入金についてですが、借入金の平成24年度末の残高は約490億円です。この中には、本来、国から地方に対して支払われるべきお金が約206億円含まれていて、この分は、後年度に地方交付税として市に還元されるものです。

これを含めた市民一人当たりの借入金額は約33万円であり、全国における同規模の自治体の平均的なレベルにあります。

しかし、もちろん安易に借金をするという事は厳に慎まなければならない、規律ある財政運営に努めてまいります。

次は、市の貯金である基金についてです。この中で特に重要視されるのが、財政調整基金と減債基金です。

財政調整基金は市政運営に自由に使える基金であり、減債基金は借入金の繰上償還や元利償還金に充当するものです。

平成24年度末の残高は、財政調整基金約65億円、減債基金約27億円、合わせて約92億円です。この金額は県内では宇都宮市に次いで2番目であり、全国と同規模の自治体の平均約43億円より多くなっています。

基金については、合併後の様々な財政需要に対処するため、機動的かつ弾力的な運用を行っていますが、限りある財源であることを念頭に新たに積み立ても行い、予算規模の一定割合は常に確保していきたいと考えております。

次は、先ほど少し説明しました地方交付税についてです。地方交付税は自治体の規模に応じて標準的な行政需要を算定し、その額から基準となる収入額を差し引いた不足額が国から交付されるものです。

合併した自治体については、合併

前にそれぞれの自治体を受けていた額の合計額が一定期間は確保されます。本市においても、本来の算定額に比べ約25億円の追加配分をうけています。これは、合併後5年間の時限措置であり、その後5年間かけて緩やかに本来の額に戻ります。

このため、市としましては、平成25年度から5年間の計画期間を設け、行財政改革大綱・財政自立計画を策定し、この減収期に備えています。

本市は、今後、小中学校の改築事業、保育園の再整備事業、斎場再整備事業などの大規模事業を進めてまいります。こうした事業の財源をしっかりと確保するとともに、選択と集中による効果的かつ効率的な行財政運営に努め、市民の皆様が本市の未来に夢を描けるようなまちづくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

栃木市長 鈴木俊美

経営・会計・税務のパートナー (関東信越税理士会所属)

板倉公認会計士事務所

公認会計士・税理士 板倉 聡

板倉税理士事務所

税理士 板倉 安秀 パートナー 日向野 司 パートナー 三輪 誠
行政書士 阿部 和則 公認会計士 パートナー 岩崎 賢 司法書士
パートナー 松嶋 央行
税理士

中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として当事務所が認定支援機関として登録されました
〒328-0125 栃木市取上町689-2 TEL0282(31)3682 FAX0282(31)3683 E-mail:anshu@cc9.ne.jp

やっぱり何とがしたい!

ガス暖房で、すっきり手間なし!

お得な料金で、かしく節約 & 節電!!

「どこに相談しよう?」とお悩みの方、お気軽にご連絡下さい!

栃木ガス株式会社
栃木市内町2-2-23 TEL 0282-22-2939

新築住宅 リフォーム あたかいい住まいで

エクステリア・店舗・インテリア
お住まいの事なら何でもご相談下さい!

★まずはお電話下さい! **見積り無料!!** いつまでも健康に。

AFTY アフティ 蔵の街店: 栃木市片柳町1-22-30岩船ビル1階
電話0282(20)2025
本社: 栃木市内町2-52-15
電話0282(22)7207
HP http://www.cc9.ne.jp/afty/